

会津大学大学間相互単位互換に関する取扱規程

(平成18年4月1日規程第71号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第27条及び第41条の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との間において相互単位互換を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 他の大学等との相互単位互換を行う場合は、必要な協議を行った上、学長が当該大学等との間で協定を締結するものとする。

(協議)

第3条 本学の学生が他の大学等における授業科目を履修する場合及び当該他の大学等の学生が本学の授業科目を履修する場合は、学生部長は学長の承認を得て、あらかじめ当該他の大学等と次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 履修対象科目及び単位数
- 二 履修期間
- 三 対象となる学生数
- 四 単位の認定方法
- 五 検定料、入学料及び授業料
- 六 学生の身分
- 七 その他必要な事項

(教務委員会との協議)

第4条 学生部長は、前条第1号に定める履修対象科目が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教務委員会との協議を経るものとする。

- 一 他の大学等から呈示された授業科目を、本学の履修対象科目にする場合
- 二 本学の授業科目を、他の大学等に履修対象科目として呈示する場合

第2章 他大学等における授業科目の履修

(履修対象科目の位置付け)

第5条 学長は、他の大学等の履修対象科目を、本学の教養基礎科目又は専門教育科目及び選択科目又は自由科目に位置付けるものとする。

(履修許可申請手続)

第6条 他の大学等で授業科目を履修しようとする学生は、履修願（別紙様式）を学生部長に提出しなければならない。

(受入依頼)

第7条 学生部長は、前条の規定により他の大学等の授業科目の履修願を受理された学生について、選考の上、当該他の大学等へ受入れを依頼するものとする。

(履修の許可)

第8条 学生に対する他の大学等において授業科目を履修することの許可は、学生部長が当該他の大学等の承認を得て行い、学長に報告するものとする。

(履修期間)

第9条 他の大学等の授業科目の履修を許可する期間は、1年以内とする。

(履修許可の取消し)

第10条 学生部長は、他の大学等の授業科目の履修を許可され履修中の学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学等との協議により、履修許可を取り消すことができる。

- 一 成業の見込みがないと認められる場合
- 二 学生としての本分に反した場合
- 三 その他履修が困難と認められる事情が生じた場合

2 学生部長は、前項の規定により他の大学等の授業科目の履修許可を取り消した場合は、学長に報告するものとする。

(単位の認定)

第11条 他の大学等において履修した単位の本学での認定は、教務委員会が当該他の大学等との協議に基づき、交換する資料等により行うものとする。

2 学生部長は、前項の結果を学長に報告するものとする。

第3章 他の大学等の学生の本学における授業科目の履修等

(受入れ等)

第12条 他の大学等から受け入れる学生の身分は、会津大学学則第41条に規定する特別聴講学生とし、受入れに当たっては、会津大学特別聴講学生規程で定めるところによる。

2 学生部長は、他の大学等から受入れた学生が履修した授業科目の成績を、当該学生が所属する他の大学等の学部長等に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別紙様式 (略)